

社会福祉法改定に対する意見

～社保審 福祉部会の報告書を踏まえて～

2015年3月6日

特定非営利活動法人 日本障害者センター 「社会福祉事業のあり方検討会」

現在開会中の第 189 通常国会に社会福祉法人制度の見直しを内容とする社会福祉法の改正案が提出され、審議されようとしています。今回の改革は、2013 年 5 月以降、社会福祉法人に対して行われた「いわゆる内部留保」等の偏ったバッシングを受けて、規制改革会議で社会福祉法人改革が閣議決定されたことが契機となっています。さらに、アベノミクス 第三の矢として産業力競争会議においても議論がなされ、日本再興計画の中にも社会福祉事業が位置付けられました。厚生労働省はこれらの議論を受けて、2013 年 9 月～2014 年 7 月に社会福祉法人のあり方等に関する検討会を開催、2014 年 8 月からの社会保障審議会(福祉部会)を経て、2015 年 2 月 25 日 「社会福祉法人改革について」がまとめられています。

社会保障審議会 福祉部会は、社会福祉法人の公益性と非営利性を徹底化し、将来の地域福祉を担う組織とするという名目で議論が進められてきました。しかし、この改革が規制改革会議に端を発しているということからも明らかのように、これは社会福祉基礎構造改革にはじまる社会福祉事業の市場化促進と小さな政府の実現（公的責任の放棄）という流れの中にあります。これらの促進は社会福祉事業の拡充と発展とは相反するものであり、本来の社会福祉のあり方を根本から変質させ、所得・地域等による支援格差を拡大させます。特に、報告書でもとめている以下の三点は日本の社会福祉を大きく後退させるため、私たちは強く反対します。

①社会福祉法人の本旨の改変

…社会福祉法人の本旨として、社会福祉法人を社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人と解されているとして、地域福祉におけるイノベーション推進を法人の社会的使命であると位置づけ。

②全ての社会福祉法人に対する「地域における公益的な取り組み(地域公益活動)」の義務化

…地域における公益的な取り組みを実施する責務として、社会福祉法人に対して、日常生活・社会生活上の支援を必要とするものに対し、既存の制度の対象とならない無料または低額の福祉サービス提供を位置づけ。

③非営利法人で働いている福祉職員の身分保障に関する公的責任の放棄

…障害者総合支援法関係事業所職員に対する社会福祉施設等職員退職手当共済制度の公費助成を廃止。

(社会保障審議会福祉部会の報告書の一部を要約)

社会福祉法第 24 条と第 26 条に規定されるように、社会福祉法人の本旨は社会福祉事業を実施することです。現在、多くの入所待機者がいるなど既存の社会福祉は不十分であるだけでなく、報酬単価の度重なる改変によって福祉職員に対して安定した生活を送れるだけの処遇も保障できず、人材確保も困難な状態にあります。このように多くの課題が残されているにも関わらず、社会福祉事業以外への資金・人材の流用を強制し、非営利法人で働いている福祉職員の身分保障に関する公的保障を撤廃することは、社会福祉事業の質の低下と社会的支援を必要とする人たちの生活の困窮化をもたらします。今回の制度改悪は社会福祉事業所の経営者・福祉職員・サービスを利用する当事者・家族の意に反するものであり、以下の観点から、社会福祉法改正に関する見直しと変更を要望します。

■ 1. 国の公的責任を社会福祉法人の責務に転嫁するのではなく、非営利を原則とした質の高い社会福祉事業の実現を求めます。

今回の社会福祉法の改革は、地域公益活動の法的義務化による社会福祉法人への公的責任の転嫁だけでなく、法人経営に過重な負担を求めています。さらに、社会保障費削減のための公的責任の放棄・営利企業の参入促進は、社会福祉事業の質の低下と福祉職員の待遇の悪化をもたらすものであり断固反対します。第 25 条 生存権をはじめとする憲法の人権規定、障害者権利条約、子どもの権利条約を遵守し、非営利を原則とした質の高い社会福祉事業を実現するための制度改正を求めます。

■ 2. 既存の制度で対応できない課題には公的責任の拡充によって対応すべきです。

既存の制度の対象とならないサービス提供は、非営利で社会福祉を行う人々の篤志に基づくものであり、法律で強要されるものではありません。また、制度の対象とならない複雑で多様な福祉ニーズは生活保護法などの政府の制度改悪や市場の失敗によって生じたものです。こうした課題への対応を社会福祉法人に転嫁するのではなく、既存制度を拡充するなど、公的責任によって対応すべきです。

■ 3. 社会保障費削減のために、実態と当事者・家族の必要性和願いを無視した法改正は行うべきではありません。

社会福祉法人の責務として位置づけようとしている地域公益活動の論拠は、「いわゆる内部留保」でした。しかし、厚生労働省が社会福祉法人のあり方等の検討会で用いられた明治安田生活福祉研究所の調査報告書では、分析対象となった 883 の施設（特養）のうち「運営に必要な資産しかもっていない法人」が約 2 割、「運営に必要な資産も保持していない法人」が約 5 割と、「余裕」のある法人はほとんどない実態が明らかになっています。今回の社会保障審議会 福祉部会で「いわゆる内部留保」・「余裕財産／計画的再投下財産」の定義が決まりつつありますが、実際に「余裕財産／計画的再投下財産」を持っている法人がどれだけあるのかの調査も、実態把握もなされていません。政策ありきで法人運営に関与する制度改定は、社会福祉法第 61 条の公私分離の原則にも反します。実態と社会福祉を利用している当事者や家族の必要性和願いに基づいた法改正を行うべきです。

■ 4. 非営利で公益性の高い社会福祉事業に携わっている労働者への保障を拡充すべきです。

今回の社会福祉法人改革は、公益性と非営利性を徹底するためのものであるとされています。つまり、この改革は営利企業との差別化を目的として進められてきていたと言えます。しかし、営利企業との差別化を進める一方で、介護保険に続き、障害者総合支援法関係事業所の職員に対する社会福祉施設等職員退職手当共済制度の公費助成も廃止されることになりました。介護保険における公費助成廃止は営利企業とのイコールフットィングのため行われたものであることを踏まえると、今回の改革は営利企業との差別化という理由で法人に新たな負担を強いながら、営利企業との競争条件を整えるという矛盾した改革となっています。社会福祉法人の福祉職員の報酬は、営利企業よりは高いとはいえ、県職員等の公務員と比べるとその水準は低いということは、厚生労働省の資料からも明らかです。この状況が改善されないままに、退職手当共済制度の公費助成が廃止されれば、福祉労働者の最後の身分保障の水準を保つことさえ困難になります。社会福祉事業は本来 国がなすべき責務を民間の協力の下に実施しているわけですから、公私間格差が生じないように、福祉職員の処遇改善のための報酬単価制度改革、障害者総合支援法関係事業所の職員に対する社会福祉施設等職員退職手当共済制度の公費助成廃止の撤回、非営利の介護保険事業所に対する退職手当共済制度の公費助成の復活を求めます。

■ 5. 非営利で公益性の高い社会福祉事業をぎりぎりまで運営している法人に対して補助を拡充すべきです。

今回の法人改革では本部ガバナンス機能の強化、財務状況や事業に関する透明性の確保、外部監査人等の設置などが社会福祉法人に求められています。しかし、そうした本部事務等を行う職員への報酬等は全く議論されていません。一施設一法人のような小さな法人は、今後運営が成り立たなくなってくるところも出てきかねません。小さな法人ほど地域に密着して、多様なサービスを提供しており、福祉サービスの多様性を担っているのです。今回の改革でこうした法人がつぶれることがないように公的補助を拡充すべきです。

■ 6. 仮に営利企業に社会福祉事業への参入を認める場合、これまで以上の規制をかけるべきです。

営利企業に社会福祉事業への参入を認め、公金を支出することは憲法89条に違反するだけでなく、利潤追求は支援を必要とするすべての人たちの生活と権利の擁護・向上とは相容れないものであり強く反対します。仮に営利企業の参入を認めるとするならば、公金を用いている以上、企業にのみ有利なイコールフットィングを進めるべきではありません。施設基準や人員配置基準だけでなく、憲法第89条に底触しないよう社会福祉事業への参入・退出・実施・余剰金の取り扱い・情報公開等に関して社会福祉法人を基準とした規制を設けるべきです。

■ 7. 措置費や保育の委託費等の社会福祉事業による報酬の使途は制限すべきであり、他の事業に対する流用を認めるべきではありません。

社会福祉法人に対する地域公益活動の責務化に際して、措置費や保育の委託費等の使途制限を緩和する事には反対します。なぜなら、社会福祉事業の報酬は、支援を必要とする人たちのために支払われているものだからです。現在、施設に入所／通所できない、移動に関する支援が受けられず週末には社会参加ができない、障害児・者、週に二日しか入浴できない、同性介助を受けられないなど、既存の社会福祉制度には課題が山積しています。こうした中で、余剰金を地域公益活動に流用できるような仕組みをつくり、強制することは、現在でも不十分な社会福祉のさらなる後退につながります。したがって、地域公益活動を実施させることを目的とした、措置費や委託費等の使途制限に係る規制緩和は行うべきではありません。また、仮に厚生労働省が定義しようとしている「余裕財産／再投下計画財産」を持つ法人の存在が明確になった場合、社会福祉拡充のための事業を実施するように行政が指導する、または国庫へ帰属化させるべきです。

今回の地域公益活動の法的義務化・社会福祉事業の報酬の使途制限緩和等は、本来、国が果たすべき責務（「公助」）を地域包括ケアシステムのいう「互助」に置き換え、社会福祉法人の責務とする改革です。将来的には、地域医療連携推進法人（仮称）と統合して、医療と福祉を一体的に提供する大規模非営利法人を設立するための布石であると私たちは考えます。

現在の国が提唱する地域包括ケアシステムは、自助・互助・共助・公助から成り立つ、安上がりの福祉を実現するための手段であると言わざるをえません。これは2013年1月に日本が批准した障害者権利条約の社会モデル、障害児・者の人権擁護とは真逆の考え方であると考えます。こうした理由からも地域公益活動の法的義務化・社会福祉事業の報酬の使途制限緩和は行うべきではありません。財政論ありきではなく、社会的な支援が必要な人たちの生活と人権を守ることを前提とした法律・制度の改正を私たちは強く求めます。